第三十九条第一項中「、あらかじめ」及び「当該指定障害者支援施設に係る」を削る。

第五十一条第四号中「含む。）」の下に「又は第七十六条の三第六項」を加える。

第五十一条の十四第七項及び第五十一条の十七第六項中「による」の下に「審査及び」を加える。

第五十一条の三十第一項第三号中「前条第一項」の下に「又は第七十六条の三第六項」を加える。

第七十六条第一項中「購入又は修理を」を「購入、借受け又は修理（以下この条及び次条において「購入等」という。）を」に改め、「認めるとき」の下に「（補装具の借受けにあっては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）」を加え、「購入又は修理に」を「購入等に」に改め、同条第二項中「購入又は修理」を「購入等」に改める。

第七十六条の二第一項中「支給決定障害者等が」を「次に掲げる者が」に、「購入又は修理」を「購入等」に、「当該支給決定障害者等」を「当該者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　支給決定障害者等

二　六十五歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス（介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）に係る支給決定を受けていた障害者であって、同項に規定する介護給付等対象サービス（障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるもの（支給決定を受けていないものに限る。）を受けているもの（支給決定を受けていない者に限る。）のうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるもの

第七十六条の二第二項中「購入又は修理」を「購入等」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第七節　情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表

第七十六条の三　指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という。）の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定による公表を行うため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。

4　都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5　都道府県知事は、指定特定相談支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

6　都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の設置者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7　都道府県知事は、指定特定相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定特定相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

8　都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第八十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

第八十八条第四項中「、その障害の状況その他の事情」を「及びその障害の状況」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第八十九条第六項」を「第八十九条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

第八十九条第三項第一号及び第二号中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

第九十条第二項中「作成上」を「作成上の」に改める。

第九十六条の二中「計画相談支援給付費の」の下に「審査及び」を加える。

第百九条第一項中「不服審査会の委員」の下に「若しくは連合会の役員若しくは職員」を加え、「これらの委員」を「これらの者」に改め、同条第二項中「第二十条第四項」を「第十一条の二第二項、第二十条第四項」に、「及び」を「又は」に改める。

第百十条中「質問」の下に「若しくは第十一条の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十一条第一項の規定による質問」を加える。

第百十四条中「質問」の下に「若しくは第十一条の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十一条第二項の規定による質問」を加える。

第百十五条第一項中「質問」の下に「若しくは第十一条の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第九条第一項の規定による質問」を加え、同条第二項中「質問」の下に「若しくは第十一条の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十条第一項の規定による質問」を加える。

附則第三十九条第一項中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

附則第五十六条第一項及び第八十一条第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十七項」に改める。

附則第八十五条第一項を削り、同条第二項中「新法」を「国民健康保険法」に、「同条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「新法」を「国民健康保険法」に改め、同項を同条第二項とする。

（児童福祉法の一部改正）

第二条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節　被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十―第三十三条の十七）」を「第七節　被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十―第三十三条の十七）
第八節　情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表（第三十三条の十八）
第九節　障害児福祉計画（第三十三条の二十―第三十三条の二十五）」に改める。